

公共調達の適正化について（平成18年 8 月 25 日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（公共工事）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年 6 月 1 日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

公共工事の名称、場 所、期間及び種別	契約担当信等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 （総合評価の実 施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
該当なし												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人」をいう。  
(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることができる。

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）  
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第2

公共工事の名称、場 所、期間及び種別	契約担当官等の氏 名並びにその所属 する部署の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によ ることとした根 拠法令及び理 由 (企画競争又 は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国所管 都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
該当なし													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人」をいう。  
 (注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することその他の所要の調整を加えることができる。

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品・役務等）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称 及び数量	契約担当等の氏 名並びにその所属 する部署の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の簡 号又は名称及び住 所	法人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 （総合評価の実 施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管・都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
駒ヶ岳演習場 安全化探査役務	分任契約担当官陸上 自衛隊西尾駐屯地第 332会計隊長 半 酒祐介 西尾市広野町6-18	4. 10. 17	大和探査技術有 限会社 札幌営業所 札幌市北区麻生 町6丁目14番 地6号	8010601025692	一般競争入札	1,330,431	1,320,000	99.21%				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益財団法人」、「特財」は、「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人」をいう。  
(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）  
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称並び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
陸上自衛隊函館駐屯地で使用する上水（9月分）ほか1件	分任契約担当官陸上自衛隊函館駐屯地第332会計隊長 平澤祐介 函館市広野町6-18	4.4.1	函館市企業局長 函館市末広町5-14		会社法第206条の3第4項既有的職能を利用して応募し得る役員を確保できる事業者は契約相手方である当該事業者のみであるため。	1,444,382	1,444,382	100.00%	0				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
 （注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることとすることができる。